## <新しいカードについて>

		在留カード	特別永住者証明書
対象者		中長期在留者(以下にあてはまらない人) ・「3月」以下の在留期間が決定された人 ・「短期滞在」の在留資格が決定された人 ・「外交」又は「公用」の在留資格が決定された 人	特別永住者
交付場所		入国管理局	市役所
在留期間		最長5年	
みなし再入国(無料)		出国する空港で申請 1年以内に再入国	2年以内に再入国
再入国許可 (有料)		3年→5年	4年→6年
有効期間	永住者 以 外	在留期間満了の日 又は 16歳の誕生日 の早い方	
	永住者	交付の日から7年 又は 16歳の誕生日 の早い方	7回目の誕生日 又は 16歳の誕生日 の早い方
携帯義務		有	無

<外国人登録証が新カードとみなされる期間>

中長期在留者	永住者	16歳未満	①平成27年7月8日 ②16歳の誕生日 のいずれか早い日まで
		16歳以上	3年を経過する日まで
	在留期限がある人	16歳未満	①平成27年7月8日 ②16歳の誕生日 のいずれか早い日まで
		16歳以上	在留期間満了の日まで
特別永住者	16歳未満		16歳の誕生日まで
	16歳 以上	7回目の誕生日が 施行日から平成27年7月8日までの場合	施行日から3年経過の日まで
		7回目の誕生日が 施行日から平成27年7月8日以後の場合	7回目の誕生日